6 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

ア 国境離島の保全・管理

① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進

OEEZ などの外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。令和4年3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。(国土交通省)

低潮線保全区域(185区域)



平成23年6月に指定された低潮線保全区域(185区域)

- ○国境離島の適切な保全・管理を図るため、内閣府が中心となり関係省庁で連携し、 情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、 国境離島の状況把握を実施しました。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産 省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ○「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ 島島等において、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。

(農林水産省)

〇沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの 補修等、観測・監視施設の保守点検等を行いました。(国土交通省)





沖ノ鳥島の保全事業(提供:国土交通省) (左)侵食対策護岸の点検・補修(右)クラック補修(注入工)

- 〇低潮線の保全を確実かつ効率的に実施していくため、各関係機関が調査・収集した 低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線 データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りまし た。(国土交通省)
- OEEZ 等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年着手、沖ノ鳥島では平成 23 年着手)を推進しました。(国土交通省)
- ○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施しました。令和3年には、特定有人国境離島地域の関係4市町村において、転入者数が転出者数を上回り、特定有人国境離島地域における転出入の状況が法施行前の水準と比べ改善しました。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ○国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等がこれらの機能を阻害する行為の用に供されることを防止することを目的とする「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号)が令和3年6月に成立しました。令和4年6月に本法を一部施行、内閣府に法の執行を担う政策統括官を設置し、本法の全面施行に向けた取組を進めていきます。(内閣官房・内閣府)

② 離島における安全確保や観測活動の実施

- 〇海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている航路標識の維持管理及び 31 か所の整備を実施しました。(国土交通省)
- ○台風、地震、津波などの自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・

海象観測施設等の整備等及び適切な維持管理を進めており、台風等の監視に重要な

南鳥島において、気象や温室効果 ガス等の観測施設の維持・管理を 実施しました。(国土交通省)

〇離島の保全・管理に資するため、 平瀬(鹿児島県十島村)において 三角点の整備を実施しました。ま た、電子基準点を設置している沖 ノ鳥島、南鳥島等において位置決 定、地殻変動監視のための観測及 び施設の維持管理を実施しまし た。これらの成果は、基準点成果 等閲覧サービス35、電子基準点デ



二等三角点「平瀬」における測量作業の様子 (提供:国土地理院)

ータ提供サービス36で確認することができます。(国土交通省)

③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全

- 〇西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握 を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにす る分析調査等を実施しました。(環境省)
- ○「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」の計画期間が終了したため、第三期となるサンゴ礁生態系保全行動計画の策定に向けた検討を行い、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」を策定しました。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 〇五島列島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体等が実施する藻 場の造成・保全の取組を支援しました。(農林水産省)
- 〇対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干 潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省)
- 〇海岸防災林では、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年7月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチバレー大会などの各種イベントが開催される等、海岸の適正利用を図りました。(農林水産省、国土交通省、環境省)
- ○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。(環境省)
- 〇海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業 により地方公共団体への財政支援を行いました。また、市町村が実施する海岸漂着 物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援し ました。(環境省)

³⁵「基準点成果等閲覧サービス」 https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/

^{36「}電子基準点データ提供サービス」https://terras.gsi.go.jp/

イ 離島の振興

① 離島における産業の振興等

- 〇定住の促進を図るため、平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえて創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大及び新型コロナ感染症対策等を追加し安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。また、ICT やドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、昨年に引き続き知見・取組の現地実装に向けた実証を行いました。(国土交通省)
- 〇離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・ 育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化などの漁業再生のため、18 都道県の 215漁業集落の活動に対して支援を行いました。(農林水産省)
- 〇経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成25年度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。(国土交通省)
- ○離島全体での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高めるため、PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、離島における再工ネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業により、 離島における再生可能エネルギーの導入等の支援を実施しました。(環境省)
- 〇地域の創意工夫を活かした振興を図るため、離島特区制度について、関係地方公共 団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付 けている旨の周知を行いました。(国土交通省)

② 交通通信の確保

- 〇離島住民の日常生活に必要不可欠な航路を維持する観点から、約70億5千万円の予算を確保し、補助対象127航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建造に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。航路が確保されている有人離島の割合は引き続き100%(令和3年度)で推移しています。また、補助対象15航空路の事業者に対し、運航費補助を行いました。(国土交通省)
- 〇本土に比べて割高となっている離島の石油製品について、安定的かつ低廉な供給を図るため、離島のガソリン流通コスト対策事業により、172島に対して本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分を補助するとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、岡山県笠岡市(高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島)における取組を支援しました。(経済産業省)

〇離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体等が海底光ファイバや超高速ブロードバンドの整備を行う場合の支援、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理経費の支援、携帯電話の圏外解消を図るための基地局施設及び 5G 基地局施設整備を行う場合の支援を実施しました。具体的には、広島県

大崎上島町における海底光ファイバ整備及び超高速ブロードバンド整備、伊豆諸島他 5 カ所の光ファイバ等の維持管理経費支援、鹿児島県龍郷町(1か所)での圏外解消のための基地局施設整備及び沖縄県大宜味村(1か所)での5G基地局施設整備への支援を実施し、離島地域のブロードバンド整備率は令和3 年3月末時点で92.4%となりました。(総務省)



離島に整備された5G基地局(沖縄県大宜味村) (提供:ソフトバンク(株))

③ 医療の確保及び教育文化の振興

- 〇妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置 されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の 支援に要する経費について、特別交付税措置を講じました。(厚生労働省)
- 〇高校未設置の離島に住む高校生が、島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図るため、離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費等を対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。(文部科学省)

④ 基盤の整備

- ○漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。(農林水 産省)
- 〇離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が 円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産 業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)

(2) 排他的経済水域等の開発等の推進

ア 排他的経済水域等の確保等

- ○「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島 海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず 先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう 努力を継続しています。(内閣府、外務省、国土交通省等)
- 〇大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援 のための信託基金」に対し約2万9千米ドルを拠出しました。(外務省)

- 〇日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」 の重要性を訴えています。(外務省)
- 〇海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しま した。また、財政面での貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構へ分担 金を拠出しています。(外務省)
- ○第4回日・フィリピン海洋協議(10月)において、両国は、シーレーンを共有する海洋国家として、東シナ海及び南シナ海等、両国の周辺海域における最近の情勢及びスールー・セレベス海等周辺地域における協力強化について意見交換を行い、その上で、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認しました。(外務省)

イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備

- OEEZ において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及び「つくり育てる漁業」と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農林水産省)
- 〇平成30年5月の「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図りました。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- OEEZ などの有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システム(海しる)を構築し、平成31年4月から運用しています。(内閣府、国土交通省)
- ○海洋再生可能エネルギーについては、海域の管理を総合的に進めるという観点から、 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関して関係者との調整の枠組みを定め つつ海域の長期にわたる占用を可能とする制度に基づき、促進区域の指定、事業者 の公募等を進めました。(内閣府、経済産業省、国土交通省)